

年 発 1108 第 1 号
平成 29 年 11 月 8 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）
の施行等に伴う「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について

「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）の施行等に伴い、「確定給付企業年金制度について」（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号）、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）」（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329009 号）及び「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」（平成 22 年 11 月 1 日年発 1101 第 1 号）をそれぞれ別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の事業主等の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金制度について（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号）
新旧対照表

新	旧
<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第 1～第 5 （略）</p> <p>第 6 積立金の運用に関する事項</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 政策的資産構成割合について</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 規則第 8 4 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号における政策的資産構成割合の決定に関する「専門的知識及び経験を有する者」とは、当該規約型企業年金又は当該基金等の政策的資産構成割合の決定に従事若しくは関与していた者又はこれらの者と同等の専門的知識及び経験を有する者であること。</p> <p>第 7・第 8 （略）</p> <p>（別紙 1）</p> <p>運用の基本方針の策定指針</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 資産構成に関する事項</p> <p>（規定すべき内容）</p> <p>（略）</p> <p>（留意事項）</p> <p>政策的資産構成割合の策定は、リスク管理上で最も重要であるので、<u>受託保証型確定給付企業年金を実施する場合を除き、策定しなければならない。また、基本方針の策定が義務づけられていない受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主においても、政策的資産構成割合を策定することが望ましい。</u></p> <p>4～6 （略）</p>	<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第 1～第 5 （略）</p> <p>第 6 積立金の運用に関する事項</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 政策的資産構成割合について</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 規則第 8 4 条第 1 項第 2 号における政策的資産構成割合の決定に関する「専門的知識及び経験を有する者」とは、当該規約型企業年金又は当該基金等の政策的資産構成割合の決定に従事若しくは関与していた者又はこれらの者と同等の専門的知識及び経験を有する者であること。</p> <p>第 7・第 8 （略）</p> <p>（別紙 1）</p> <p>運用の基本方針の策定指針</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 資産構成に関する事項</p> <p>（規定すべき内容）</p> <p>（略）</p> <p>（留意事項）</p> <p>政策的資産構成割合の策定は、リスク管理上で最も重要であるので、<u>策定が義務づけられていない事業主等においても、策定することが望ましい。</u></p> <p>4～6 （略）</p>

確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329009 号）

新旧対照表

新	旧
<p>(別添) 確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン 目次 1～5 (略) 6 その他 (1)～(4) (略) <u>(5) 管理運用業務に関する情報開示に当たっての留意点</u> 1・2 (略) 3 事業主及び基金の理事 (1) (略) (2) 基本的な留意事項 (分散投資義務) ○ 確定給付企業年金に係る資産（以下「資産」という。）の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない（確定給付企業年金法施行令（以下「令」という。）第 46 条参照）。 ただし、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りでないが、<u>その際は当該合理的理由を運用の基本方針に定めるとともに、事業主にあつては加入者に、理事長等にあつては加入者及び事業主に周知しなければならない。</u> (資産構成の重視) ○ 資産の運用に当たっては、資産全体のリスク（収益率の変動性）とリターン（収益率）を考慮して、個々の資産の種類（株式、債券等）や商品（以下「資産等」という。）の選択（基金における自家運用の場合にあつては、個々の銘柄等の選択）を行わなければならない。リスクの高い資産等であっても、</p>	<p>(別添) 確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン 目次 1～5 (略) 6 その他 (1)～(4) (略) (新設) 1・2 (略) 3 事業主及び基金の理事 (1) (略) (2) 基本的な留意事項 (分散投資義務) ○ 確定給付企業年金に係る資産（以下「資産」という。）の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない（確定給付企業年金法施行令（以下「令」という。）第 46 条参照）。 ただし、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りでない。 (資産構成の重視) ○ 資産の運用に当たっては、資産全体のリスク（収益率の変動性）とリターン（収益率）を考慮して、個々の資産の種類（株式、債券等）や商品（以下「資産等」という。）の選択（基金における自家運用の場合にあつては、個々の銘柄等の選択）を行わなければならない。リスクの高い資産等であっても、</p>

資産全体のリスクとリターンとの関係において合理的と考えられれば、法令に違反しない限り、事業主等自らの判断によりこれらの資産等に運用することができる（法第 65 条、法第 66 条等参照）。

（資産の特性等への配慮）

- 資産等の選択に当たっては、次の点に配慮しなければならない。
 - ア 当該資産等への運用と確定給付企業年金の目的との整合性
 - イ 当該資産等への運用が資産全体のリスクとリターンに与える影響
 - ウ 当該資産等の流動性
 - エ 当該資産等への運用及び当該資産等の管理に必要な費用
 - オ 当該資産等への運用に関する運用受託機関の専門的能力の水準

（資産状況の把握）

- 事業主及び理事長等（以下「年金運用責任者」という。）は、少なくとも毎事業年度ごとに、資産全体の構成割合を時価で把握しなければならない（規則第 84 条参照）。

(3) (略)

(4) 運用の基本方針

（策定）

- 事業主（受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主を除く。）及び理事長等は、運用の基本方針を策定しなければならない（令第 45 条及び規則第 82 条参照）。
- 運用の基本方針は、確定給付企業年金の成熟度・積立水準、事業主又は基金型事業主の掛金負担能力・経営状況等、確定給付企業年金の個別事情に応じて、事業主等自らの判断の下に策定されなければならない。

（内容）

- 運用の基本方針においては、運用の目的、運用目標、資産構成に関する事項、運用受託機関の選任に関する事項、運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項、自家運用に関する事項（自家運用を行う基金に限る。）、その他

資産全体のリスクとリターンとの関係において合理的と考えられれば、法令に違反しない限り、事業主等自らの判断によりこれらの資産等に運用することができる（法第 65 条、法第 66 条等参照）。

（資産の特性等への配慮）

- 資産等の選択に当たっては、次の点に配慮しなければならない。
 - ア 当該資産等への運用と確定給付企業年金の目的との整合性
 - イ 当該資産等への運用が資産全体のリスクとリターンに与える影響
 - ウ 当該資産等の流動性
 - エ 当該資産等への運用及び当該資産等の管理に必要な費用
 - オ 当該資産等への運用に関する運用受託機関の専門的能力の水準

（資産状況の把握）

- 事業主及び理事長等（以下「年金運用責任者」という。）は、少なくとも毎事業年度ごとに、資産全体の構成割合を時価で把握しなければならない（規則第 84 条参照）。

(3) (略)

(4) 運用の基本方針

（策定）

- 事業主（加入者の数が三百人未満であり、かつ、当該規約型企業年金の運用に係る資産の額が三億円未満である要件を満たす規約型企業年金を実施するものを除く。以下、(4)において同じ。）及び理事長等は、運用の基本方針を策定しなければならない（令第 45 条参照）。
- 運用の基本方針は、確定給付企業年金の成熟度・積立水準、事業主又は基金型事業主の掛金負担能力・経営状況等、確定給付企業年金の個別事情に応じて、事業主等自らの判断の下に策定されなければならない。

（内容）

- 運用の基本方針においては、運用の目的、運用目標、資産構成に関する事項、運用受託機関の選任に関する事項、運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項、自家運用に関する事項（自家運用を行う基金に限る。）、その他

運用業務に関し必要な事項を定めなければならない（令第 45 条及び規則第 83 条参照）。

○ 事業主（受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主を除く。）及び基金は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めなければならない。なお、受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めるよう努めること（規則第 84 条参照）。

○ 政策的資産構成割合については、ALM 分析（資産と負債のバランスが保てるように将来推計をするシミュレーションのこと。）等による将来にわたる資産及び負債の変動予測を踏まえ、確定給付企業年金の個別事情に応じて許容できるリスクの範囲内で最大のリターンを得るような資産構成を求める手法等の合理的な方法により、適切に定められなければならない。

○ 事業主（受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主を除く。）及び基金は、運用の基本方針に運用受託機関の選任に関する事項を定めるに当たっては、特定の運用受託機関に対する資産の運用の委託が基金の資産全体から見て過度に集中しないよう、集中投資に関する方針を定めなければならない。

○ 次のような合理的理由がある場合は、当該集中投資に関する方針にかかわらず、特定の運用受託機関に資産の運用を委託できる旨定めることができるが、当該特定の運用受託機関の信用リスク等に留意しなければならない。

① 当該特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品又は複数の商品に投資する場合

② 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約等元本確保型の資産に投資する場合

③ その他合理的理由がある場合

（オルタナティブ投資を行う場合の留意事項）

○ オルタナティブ投資（株式や債券等の伝統的な資産以外の資産への投資又はデリバティブ等の伝統的投資手法以外の手法を用いる投資）を行う場合は、運用の基本方針に以下の事項を定めなければならない。

① 当該オルタナティブ投資を行う目的

運用業務に関し必要な事項を定めなければならない（令第 45 条及び規則第 83 条参照）。

○ 事業主等は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めるよう努めなければならない（規則第 84 条参照）。

○ 政策的資産構成割合については、ALM 分析（資産と負債のバランスが保てるように将来推計をするシミュレーションのこと。）等による将来にわたる資産及び負債の変動予測を踏まえ、確定給付企業年金の個別事情に応じて許容できるリスクの範囲内で最大のリターンを得るような資産構成を求める手法等の合理的な方法により、適切に定められなければならない。

（新設）

② 政策的資産構成割合における当該オルタナティブ投資の位置付けとその割合

③ 当該オルタナティブ投資に固有のリスク（例えば、流動性リスク）に関する留意事項

○ オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっては、以下の事項に留意しなければならない。

ア 当該運用受託機関の組織体制に関する事項
(例)

- ・ 組織の概況、意思決定プロセスの流れ
- ・ コンプライアンス（法令及び運用ガイドラインの遵守状況）等の内部統制体制
- ・ 監査体制（内部監査、外部監査）
- ・ 一般に適正と認められる認証基準等の取得状況

イ 当該運用受託機関の財務状況等に関する事項
(例)

- ・ 財務状況の推移
- ・ 運用受託実績等の推移
- ・ 一般に適正と認められる格付機関等による評価状況

○ オルタナティブ投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略については、以下の事項を参考にしつつ、運用受託機関に対し、当該運用戦略の内容等についての説明を求め、その内容を確認しなければならない。

(共通事項)

ア 当該運用戦略のリターンの源泉

イ 当該運用戦略のリスク

ウ 当該運用戦略の時価の算出の根拠、報告の方法

エ 当該運用戦略に関し情報開示を求めた場合の態勢

オ 当該運用戦略に係る運用報酬等の運用コスト

(個別運用戦略)

ア 外国籍私募投資信託等、海外のファンドを用いた投資を行う場合

(新設)

(新設)

・ ファンド監査の有無

・ 当該運用受託機関と資産管理機関及び事務処理機関との役員の兼職等の人的関係や資本関係

イ 先物取引、オプション等のデリバティブ（金融派生商品）を用いた投資を行う場合

・ レバレッジ（先物取引、オプション等を利用し、少額の投資でより多くのリターンを目指す運用手法）によるリスク

ウ 証券化の手法を用いた戦略に投資を行う場合

・ 当該戦略の仕組み（原資産の特性を含む）とそれに内在するリスク

エ 異なる複数のヘッジファンド（様々な投資手法を用いてリスクを抑えつつ、絶対的収益を目指す運用手法を採用するファンド）に投資する運用戦略（ファンド・オブ・ヘッジファンズ）に投資を行う場合

・ それぞれの運用戦略の相関関係

オ 未公開株式や不動産等に投資する場合

・ 換金条件等の流動性に関する事項

（策定の手続）

○ 運用の基本方針は、基金においては理事会等基金内部での意思決定手続に従って策定されなければならない。また、事業主が運用の基本方針を策定する際は、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って策定することが望ましい。

（見直し）

○ 運用の基本方針は、中長期的な観点から策定されるべきであるが、確定給付企業年金の状況や環境の変化に応じ、その前提条件との整合性を確認し、定期的に見直しをしなければならない。

(5) 運用の委託

① 運用受託機関の選任・契約締結

（選任の基準）

○ 運用受託機関の選任については、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、

（策定の手続）

○ 運用の基本方針は、基金においては理事会等基金内部での意思決定手続に従って策定されなければならない。また、事業主が運用の基本方針を策定する際は、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って策定することが望ましい。

（見直し）

○ 運用の基本方針は、中長期的な観点から策定されるべきであるが、確定給付企業年金の状況や環境の変化に応じ、その前提条件との整合性を確認し、定期的に見直しをしなければならない。

(5) 運用の委託

① 運用受託機関の選任・契約締結

（選任の基準）

○ 運用受託機関の選任については、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、

運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。

また、運用受託機関の「責任ある機関投資家の諸原則」（日本版ステュワードシップ・コード）の受け入れやその取り組みの状況、ESG（環境、社会、ガバナンス）に対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましい。

なお、資産の管理を行う資産管理運用機関又は基金資産運用機関（以下「資産管理機関」という。）の選任については、資産管理の委託に当たっての留意事項（7）を参照）も遵守しなければならない。

○ 運用受託機関及び資産管理機関の選任にあたっては、その受託する業務（生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約を除く）に係る内部統制の保証報告書（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第86号その他の基準に基づく報告書をいう）等の保証業務の提供を受けていることを定性評価項目とすることが望ましい。

○ 運用受託機関の選任の際に理事等が行う運用受託機関に対するヒアリングは、定性評価の基準の例に掲げる事項について行うものとする。

また、その場合にあつては、投資判断を行うファンド・マネジャー等に対するヒアリング及び運用コンサルタントや資産運用委員会等に対するヒアリングを含めることが望ましい。

(定量評価の基準)

○ 定量評価については、時価による収益率及びリスクを基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマーク（市場動向の指標）を設定すること、他の同様の運用を行う運用受託機関の収益率及びリスクとの相対比較を行うこと等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする。

定量評価の際に提示を受ける収益率及びリスクは、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に馴染まない運用商品を除きGIPSに準拠し検証を受けたものなど一定の合理的な方法に基づいて計算され管理されているものであることが望ましい。

運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。

なお、資産の管理を行う資産管理運用機関又は基金資産運用機関（以下「資産管理機関」という。）の選任については、資産管理の委託に当たっての留意事項（7）を参照）も遵守しなければならない。

(定量評価の基準)

○ 定量評価については、時価による収益率を基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマーク（市場動向の指標）を設定すること、他の同様の運用を行う運用受託機関の収益率との相対比較を行うこと等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする。

また、アクティブ運用においては、例えばインフォメーションレシオ（超過リターンを得るために、どのくらいリスクが取られたかを計測する指標）等の指標にも留意しなければならない。

なお、短期の収益率に著しく問題がある場合等を除き、一定の期間（例えば、3年以上）の実績（実績がない場合にあつては、バックテスト）を評価することが望ましい。

(定性評価の基準)

- 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制、運用状況の報告その他の情報提供内容などを総合的に考慮して行うものとする。

具体的な定性評価項目として以下のような例が考えられる。

(例)

ア 投資方針

- ・ 内容の明確性、合理性、一貫性など
- ・ 日本版スチュワードシップ・コードの受入表明を行っている運用受託機関については、その取組方針

イ 組織及び人材

- ・ 意思決定の流れや責任の所在の明確性
- ・ 十分な専門性・経験を有する人材の配置
- ・ 人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保

ウ 運用プロセス

- ・ 投資方針との整合性
- ・ 運用の再現性
- ・ リターンの追求方法の合理性・有効性
- ・ リスク管理指標の合理性・有効性

エ 事務処理体制

- ・ 売買、決済等の事務処理の効率性及び正確性
- ・ 運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性

オ リスク管理体制

(定性評価の基準)

- 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制、運用状況の報告その他の情報提供内容などを総合的に考慮して行うものとする。

- ・ 実効性及び適切性など

カ コンプライアンス

- ・ 法令や運用ガイドライン遵守体制の整備状況
- ・ 過去における法令違反の有無
- ・ 事故発生時における対応体制
- ・ 監査の状況（内部監査、外部監査）

(義務の明確化)

- 運用受託機関と契約を締結するに当たっては、各契約の特性を踏まえ、運用受託機関の義務を明確にしておかなければならない。

(契約締結の手続)

- 運用受託機関との契約は、当該運用受託機関の選任の理由を明らかにした上、基金においては、理事会等基金内部での意思決定手続に従って締結しなければならない。また、事業主が運用受託機関と契約を締結する際は、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って締結することが望ましい。

② 運用受託機関の管理

(運用ガイドラインの提示)

- 年金運用責任者は、運用の基本方針を踏まえ、文書等による運用ガイドライン（規則第 83 条第 4 項に規定する運用指針をいう。以下同じ。）により、各運用受託機関に対し、資産構成に関する事項、運用手法（運用スタイル）に関する事項、運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項、その他運用業務に関し必要な事項を示さなければならない（令第 45 条及び規則第 83 条参照）。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、運用ガイドラインを提示する必要はない。

- 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に次の取組みを求めることが望ましい。

- ・ 利益相反についての明確な方針の策定と公表

(義務の明確化)

- 運用受託機関と契約を締結するに当たっては、各契約の特性を踏まえ、運用受託機関の義務を明確にしておかなければならない。

(契約締結の手続)

- 運用受託機関との契約は、当該運用受託機関の選任の理由を明らかにした上、基金においては、理事会等基金内部での意思決定手続に従って締結しなければならない。また、事業主が運用受託機関と契約を締結する際は、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って締結することが望ましい。

② 運用受託機関の管理

(運用ガイドラインの提示)

- 年金運用責任者は、運用の基本方針を踏まえ、文書等による運用ガイドライン（規則第 83 条第 4 項に規定する運用指針をいう。以下同じ。）により、各運用受託機関に対し、資産構成に関する事項、運用手法（運用スタイル）に関する事項、運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項、その他運用業務に関し必要な事項を示さなければならない（令第 45 条及び規則第 83 条参照）。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、運用ガイドラインを提示する必要はない。

- ・ 投資先企業の状況の的確な把握と、その状況の公表
- ・ 投資先企業との間で、建設的な対話を通じ事業環境についての認識を共有するとともに、認識した課題について改善に向けた取り組みを促すこと
- ・ 議決権の行使の方針の提示と行使結果の公表
- ・ 目的を持った対話の状況や議決権行使状況についての報告

(報告の請求)

- 年金運用責任者は、運用受託機関が契約及び運用ガイドラインに沿った運用を行っているかどうかを確認するため、運用受託機関に対し、運用の実態に関する正確かつ必要な情報の報告を求めなければならない。

(注) 情報の内容によっては、資産管理機関に対し報告を求めることが適当な場合がある。

- 年金運用責任者は、運用受託機関に対し、少なくとも毎事業年度ごとに、運用状況についての時価での報告を求めなければならないが、四半期での報告などより高い頻度で報告を求めることが望ましい。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、当該契約に係る責任準備金に関する報告で差し支えない。

- 特に、他の資産と合同運用する商品で運用している場合、当該商品の運用方針、資産構成、運用状況、配当の考え方等、各確定給付企業年金の運用実績に影響を与える情報の報告を求めなければならない。

- 運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行った活動（議決権行使を含む）の実績について報告を受けることが望ましい。

- そのほか、報告の内容には、運用受託機関の運用方針の変更、運用責任者や運用担当者的大幅な異動等の運用体制の変更等を含めることが望ましい。

(契約上の義務の違反)

- 年金運用責任者は、運用受託機関が契約上の義務に違反した場合には、運用受託機関の責任を問わなければならない。

(報告の請求)

- 年金運用責任者は、運用受託機関が契約及び運用ガイドラインに沿った運用を行っているかどうかを確認するため、運用受託機関に対し、運用の実態に関する正確かつ必要な情報の報告を求めなければならない。

(注) 情報の内容によっては、資産管理機関に対し報告を求めることが適当な場合がある。

- 年金運用責任者は、運用受託機関に対し、少なくとも毎事業年度ごとに、運用状況についての時価での報告を求めなければならない。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、当該契約に係る責任準備金に関する報告で差し支えない。

- 特に、他の資産と合同運用する商品で運用している場合、当該商品の運用方針、資産構成、運用状況、配当の考え方等、各確定給付企業年金の運用実績に影響を与える情報の報告を求めなければならない。

- そのほか、報告の内容には、運用受託機関の運用方針の変更、運用責任者や運用担当者的大幅な異動等の運用体制の変更等を含めることが望ましい。

(契約上の義務の違反)

- 年金運用責任者は、運用受託機関が契約上の義務に違反した場合には、運用受託機関の責任を問わなければならない。

③ 運用実績の評価及び掛金の払込割合の変更等

(運用評価の期間)

- 運用受託機関の運用実績については、短期の運用実績に著しく問題がある場合等を除き、一定の期間（例えば、3年以上）の実績を評価することが望ましい。

(運用評価の基準)

- 運用評価の基準については、運用受託機関の選任・契約締結に当たっての留意事項（①）を参照。なお、運用評価の基準は、運用の基本方針及び運用ガイドラインにおいて明示するとともに、運用ガイドラインにより運用受託機関に提示しなければならない。

(掛金の払込割合の変更等)

- 掛金の払込割合の変更及び信託資産又は保険資産若しくは共済資産の移受管については、政策的資産構成割合を維持するために行う場合を除き、適切な評価に基づいて、事業主等自らの判断の下に行わなければならない。

(変更等の手続)

- 掛金の払込割合の変更及び信託資産又は保険資産若しくは共済資産の移受管については、その理由を明らかにした上で、基金においては、理事会等基金内部での意思決定手続に従って行わなければならない。また、事業主が移受管を行う際は、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って行うことが望ましい。

④ (略)

(6)・(7) (略)

(8) 運用コンサルタント等の利用

(運用コンサルタント等の利用)

- 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる。

③ 運用実績の評価及び掛金の払込割合の変更等

(運用評価の期間)

- 運用受託機関の運用実績については、短期の運用実績に著しく問題がある場合等を除き、一定の期間（例えば、三年以上）の実績を評価することが望ましい。

(運用評価の基準)

- 運用評価の基準については、運用受託機関の選任・契約締結に当たっての留意事項（①）を参照。なお、運用評価の基準は、運用の基本方針及び運用ガイドラインにおいて明示するとともに、運用ガイドラインにより運用受託機関に提示しなければならない。

(掛金の払込割合の変更等)

- 掛金の払込割合の変更及び信託資産又は保険資産若しくは共済資産の移受管については、政策的資産構成割合を維持するために行う場合を除き、適切な評価に基づいて、事業主等自らの判断の下に行わなければならない。

(変更等の手続)

- 掛金の払込割合の変更及び信託資産又は保険資産若しくは共済資産の移受管については、その理由を明らかにした上で、基金においては、理事会等基金内部での意思決定手続に従って行わなければならない。また、事業主が移受管を行う際は、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って行うことが望ましい。

④ (略)

(6)・(7) (略)

(8) 運用コンサルタント等の利用

(運用コンサルタント等の利用)

- 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる。

○ なお、運用受託機関の選任又は運用評価に関する助言の契約を運用受託機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある機関と締結する場合、助言の中立性・公正性の確保に十分留意する必要がある。

(運用コンサルタント等の要件)

○ 事業主等が契約を締結する運用コンサルタント等は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第29条の規定による投資助言・代理業を行う者としての登録を受けている者でなければならない。

○ 事業主等は、運用コンサルタント等と契約を締結する際には、当該運用コンサルタント等の運用機関との契約関係の有無を確認しなければならない。

(契約内容の明確化)

○ 運用コンサルタント等と契約を締結するに当たっては、事業主等が運用コンサルタント等に助言を求める範囲及び運用コンサルタント等の義務を明確にしておかなければならない。

(契約締結の手続)

○ 運用コンサルタント等との契約は、助言を求める理由及び当該運用コンサルタント等の選任の理由を明らかにした上、基金においては理事会等基金内部の意思決定手続に従って締結しなければならない。また、事業主が契約を締結する際は、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って契約を締結することが望ましい。

(契約上の義務の違反)

○ 年金運用責任者は、運用コンサルタント等が契約上の義務に違反した場合には、運用コンサルタント等の責任を問わなければならない。

(9)～(12) (略)

4 資産運用委員会

(設置)

○ 年金運用責任者を補佐するため、運用に係る資産の額が100億円以上である場合には、資産運用委員会を設置しなければならない。また、運用に係る資産の額が100億円に満たない場合においても資産運用委員会を設置することが

○ なお、運用受託機関の選任又は運用評価に関する助言の契約を運用受託機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある機関と締結する場合、助言の中立性・公正性の確保に十分留意する必要がある。

(新設)

(契約内容の明確化)

○ 運用コンサルタント等と契約を締結するに当たっては、事業主等が運用コンサルタント等に助言を求める範囲及び運用コンサルタント等の義務を明確にしておかなければならない。

(契約締結の手続)

○ 運用コンサルタント等との契約は、助言を求める理由及び当該運用コンサルタント等の選任の理由を明らかにした上、基金においては理事会等基金内部の意思決定手続に従って締結しなければならない。また、事業主が契約を締結する際は、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って契約を締結することが望ましい。

(契約上の義務の違反)

○ 年金運用責任者は、運用コンサルタント等が契約上の義務に違反した場合には、運用コンサルタント等の責任を問わなければならない。

(9)～(12) (略)

4 資産運用委員会

(設置)

○ 年金運用責任者を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。

望ましい。

(役割)

- 資産運用委員会の役割としては、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関等の評価等に関し、年金運用責任者へ意見を述べること等が考えられる。資産運用委員会の委員は、確定給付企業年金の個別事情に応じて審議することになるが、もっぱら加入者等の利益を考慮し、これを犠牲にして、加入者等以外の者の利益に配慮すべきではない。

(構成)

- 資産運用委員会は、規約型企業年金の場合においては、規約型企業年金の実施事業所の財務又は労務に関する業務を担当する役員等及び労働組合等の加入者を代表する者で構成することが考えられるが、実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。基金においては、理事、代議員、基金型事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられるが、実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の評価を行う場合には、運用受託機関等の関係者である委員が審議に加わることは適当でない。

(位置付け等)

- 資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、事業主等は当該議事の概要について、加入者に周知しなければならない。また、理事長等は、当該議事の状況その他の情報について直近の代議員会に報告しなければならない。

- 資産運用委員会の位置付けや開催の手続等については、各確定給付企業年金の実状に応じて定められるべきものであるが、事業主等の業務の執行に関する意思決定はあくまで事業主又は理事会が行うべきものであることに留意する必要がある。

5 (略)

6 その他

(役割)

- 資産運用委員会の役割としては、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関等の評価等に関し、年金運用責任者へ意見を述べること等が考えられる。資産運用委員会の委員は、確定給付企業年金の個別事情に応じて審議することになるが、もっぱら加入者等の利益を考慮し、これを犠牲にして、加入者等以外の者の利益に配慮すべきではない。

(構成)

- 資産運用委員会は、規約型企業年金の場合においては、規約型企業年金の実施事業所の財務又は労務に関する業務を担当する役員等及び労働組合等の加入者を代表する者で構成することが考えられるが、実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。基金においては、理事、代議員、基金型事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられるが、実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の評価を行う場合には、運用受託機関等の関係者である委員が審議に加わることは適当でない。

(位置付け等)

- 資産運用委員会の位置付けや開催の手続等については、各確定給付企業年金の実状に応じて定められるべきものであるが、事業主等の業務の執行に関する意思決定はあくまで事業主又は理事会が行うべきものであることに留意する必要がある。

5 (略)

6 その他

(1) (略)

(2) 基金における代議員会への報告

(報告)

- 理事は、代議員会に対し、管理運用業務に関する情報を、正確に、かつ、わかりやすく報告しなければならない。

(報告の内容)

- 報告の内容としては、次の事項が考えられる。

ア 運用の基本方針及び運用ガイドライン

イ 運用受託機関の選任状況

ウ 運用受託機関の評価結果

エ 運用受託機関のリスク管理状況

オ 運用結果（時価による資産額、資産構成、収益率、リスク、運用受託機関ごとの運用実績等）

カ 運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告

キ 基金の管理運用体制の状況

ク 理事会における議事の状況

ケ 資産運用委員会における議事の状況その他の情報

(削除)

(3) 加入者等への業務概況の周知

(加入者への周知)

- 事業主等は、加入者に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに次の a から c までの事項を、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法により周知させなければならない。（法第 73 条及び規則第 87 条参照）

a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

b 運用の基本方針の概要等

(1) (略)

(2) 基金における代議員会への報告

(報告)

- 理事は、代議員会に対し、管理運用業務に関する情報を、正確に、かつ、わかりやすく報告しなければならない。

(報告の内容)

- 報告の内容としては、次の事項が考えられる。

ア 運用の基本方針及び運用ガイドライン

イ 運用結果（時価による資産額、資産構成、収益率、運用受託機関ごとの運用実績等）

ウ 理事会における議事の状況

- 代議員会に対しては、資産運用委員会における議事の状況その他の情報についても積極的に報告することが望ましい。代議員会からこれらについて報告の要請があった場合には、理事長等は、合理的な理由のない限り、拒否すべきでない。

(3) 加入者等への業務概況の周知

(加入者への周知)

- 事業主等は、加入者に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに次の a 及び b の概況を、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法により周知させなければならない。（法第 73 条及び規則第 87 条参照）

a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

b 運用の基本方針の概要等

c 資産運用委員会を設置している場合にはその議事の概要等

ア 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法

イ 書面を加入者に交付する方法

ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法

エ その他周知が確実に行われる方法（例えば規約型企業年金の実施事業所又は基金のホームページへの掲載など）

○ 事業主等は、当該規約の変更を行った場合は、速やかにその周知を行わなければならない。

○ なお、事業主等は、管理運用業務に係る事項について労働組合等の同意を得るまでの議論又は理事会及び代議員会における議事の状況その他の情報についても希望があれば提供する旨を、加入者に対し、あらかじめ知らせておくことが望ましい。

○ また、事業主等は運用受託機関から、その運用受託機関が行ったスチュワードシップ活動に関し報告を受けた場合には、当該報告についても、加入者に対し周知することが望ましい。

○ また、加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる。

○ その他、確定給付企業年金を実施する事業主は、企業の退職金制度の全体像及びその中での当該確定給付企業年金の位置づけを解説すること等も考えられる。基金においても、基金型事業主と十分に連携し情報提供を受けた上で、同様の解説をするか、あるいは、基金型事業主に同様の解説を促すことが望ましい。

(加入者以外の者への周知)

○ 事業主等は、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法を選択するときは、加入者以外の者（事業主等が給付又は一時金たる支給の義務を負っている者で、当該確定給付企業年金の加入者でない者）にも周知が行われる方法を選択する

ア 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法

イ 書面を加入者に交付する方法

ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法

エ その他周知が確実に行われる方法（例えば規約型企業年金の実施事業所又は基金のホームページへの掲載など）

○ 事業主等は、当該規約の変更を行った場合は、速やかにその周知を行わなければならない。

○ なお、事業主等は、管理運用業務に係る事項について労働組合等の同意を得るまでの議論又は理事会及び代議員会における議事の状況その他の情報についても希望があれば提供する旨を、加入者に対し、あらかじめ知らせておくことが望ましい。

(加入者以外の者への周知)

○ 事業主等は、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法を選択するときは、加入者以外の者（事業主等が給付又は一時金たる支給の義務を負っている者で、当該確定給付企業年金の加入者でない者）にも周知が行われる方法を選択する

よう努めなければならない。

(4) 基金から基金型事業主への情報提供

- 理事長等は、基金型事業主に対し、定期的に、又はその求めに応じて、管理運用業務の状況に関する情報を提供しなければならない。

(5) 管理運用業務に関する情報開示に当たっての留意点

- 理事等は、(2) から (4) までについての報告、周知又は情報提供を行うに当たっては、できる限り平易な表現を用いなければならない。

よう努めなければならない。

(4) 基金から基金型事業主への情報提供

- 理事長等は、基金型事業主に対し、定期的に、又はその求めに応じて、管理運用業務の状況に関する情報を提供しなければならない。

(新設)

確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」(平成 22 年 11 月 1 日年発 1101 第 1 号)

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">様式 1 号</p> <p>確定給付企業年金監査資料 (規約型)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規約番号</p> <p style="text-align: center;">事業所名</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 資産運用に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 運用の基本方針 (<u>受託保証型確定給付企業年金を実施している場合を除く。</u>)</p> <p>運用の基本方針を添付してください。</p> <p>(4) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p style="text-align: right;">様式 1 号</p> <p>確定給付企業年金監査資料 (規約型)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規約番号</p> <p style="text-align: center;">事業所名</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 資産運用に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 運用の基本方針 (<u>規約型企業年金の加入者の数が 300 人未満であり、かつ、運用に係る資産の額が 3 億円未満は除く。</u>)</p> <p><u>運用の基本方針を策定している場合、添付してください。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>8 (略)</p>